

産業廃棄物処理計画書	
令和 7 年 6 月 24 日	
久留米市長 殿	
提出者	
住 所 福岡市中央区長浜 1 丁目 1 - 3 5	
氏 名 株式会社 鴻池組 九州支店	
執行役員支店長 北西 隆司	
電話番号 0 9 2 - 7 2 1 - 5 0 2 8	
産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第 9 項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	株式会社 鴻池組 九州支店
事業場の所在地	久留米市池町川地下調整池 工事現場
計画期間	令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 3 1 日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	総合工事業
② 事業の規模	完工高 4 9 5 億
③ 従業員数	1 8 3 人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	現場において現場代理人が収集運搬・処分の委託契約を締結する。 委託契約は原則九州支店内でイーコントラクトによる電子契約による締結を行う。 管理表はイーリバースドットコムによる電子マニフェストによる管理を行う。 現場では混合廃棄物 0 を目指して分別を行い、排出する産業廃棄物においても最終処分率を 9 5 %以上を目指し指導を行っています。

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 別紙 (PDF) 管理体制図の通り			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度 (令和6年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排出量	1,224.0 t	t
	(これまでに実施した取組) 産業廃棄物の分別搬出を促進し、リサイクル率を高めるようにして取り組んできた。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排出量	125.0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 引き続き分別化を進めてリサイクル率の良い中間処分業者を選択し搬出していく。		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃プラスチックにおいては、塩ビ製と通常のプラスチックを分けて、両方ともリサイクルできるように取組指導してきた。		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃プラスチックにおいては、塩ビ製と通常のプラスチックを分けることは継続するとともに、混合廃棄物0を目指し、分別を指導していく。		

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

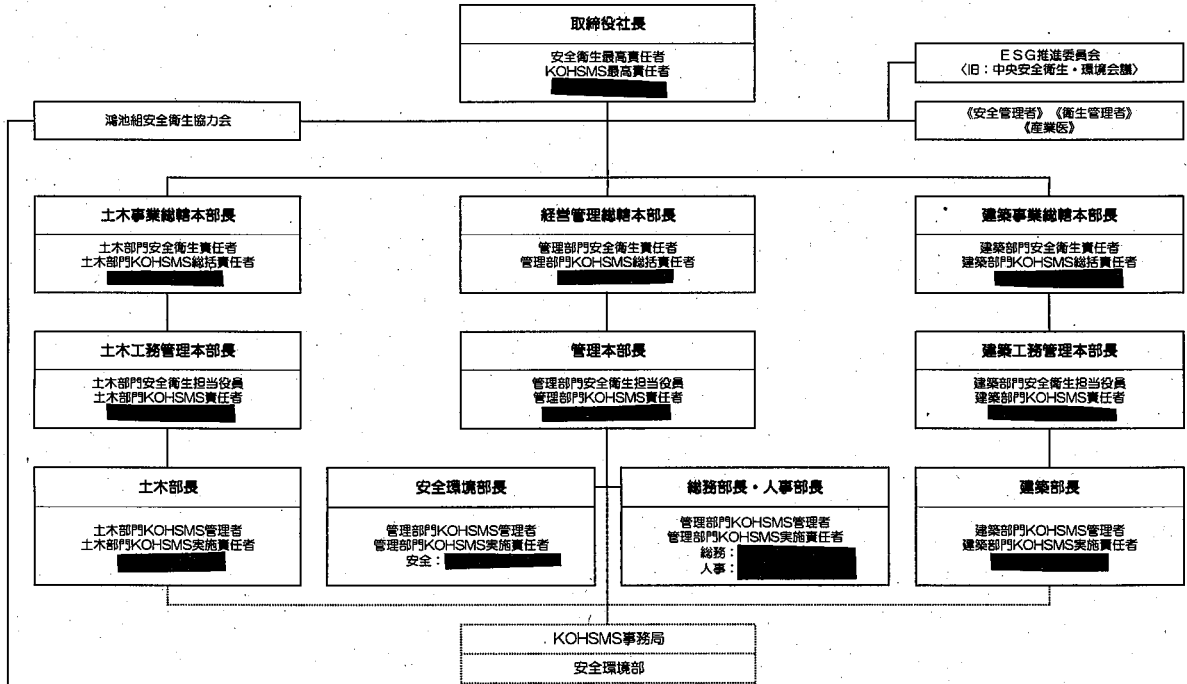
自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全処理委託量	1,224.0 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	1,195.2 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	リサイクル率の高い中間処分会社の採用で100%リサイクルを目標に取り組んだ。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全 処 理 委 託 量	125.0 t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	117.5 t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 引き続きリサイクル率の高い中間処分会社の採用で１００％リサイクルを目指す。		
※事務処理欄			

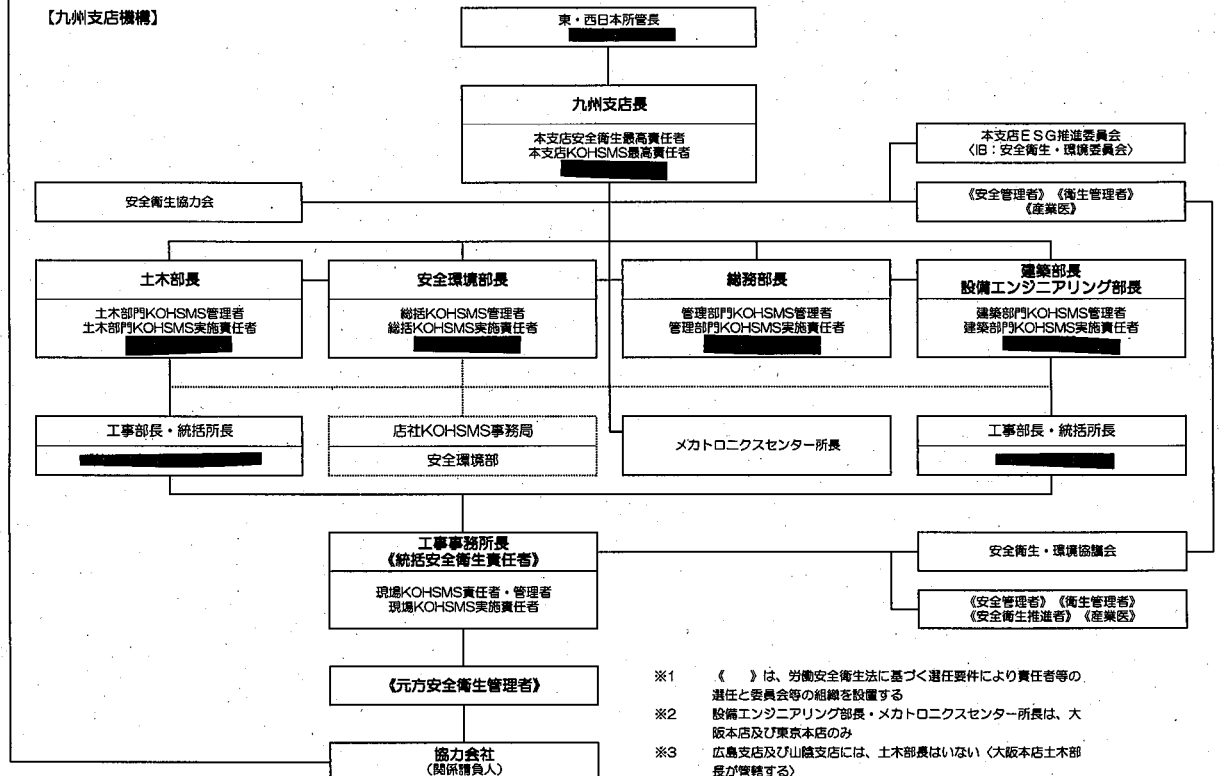
2025.1.1 改定

㈱鴻池組安全衛生管理組織機構図

【本社機構】



【九州支店機構】



- ※1 《 》は、労働安全衛生法に基づく選任要件により責任者等の選任と委員会等の組織を設置する
- ※2 設備エンジニアリング部長・メカトロニクスセンター所長は、大阪本店及び東京本店のみ
- ※3 広島支店及び山陰支店には、土木部長はいない（大阪本店土木部長が管轄する）
- ※4 工事部長及び統括所長を選任していない本支店もある

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。